

鹿児島市公共交通不便地総合連携計画の変更(案)について

1. 地域公共交通総合連携計画について

地域公共交通総合連携計画とは、平成19年10月に施行された「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づき、市町村が協議会を設置し、地域公共交通の活性化及び再生を総合的かつ一体的に推進するために作成する計画であり、計画の基本的な方針や区域、目標、目標達成のために行う事業及びその実施主体に関する事項、計画期間等を定めるものとされている。

本市においては、平成20年度に鹿児島市公共交通不便地対策協議会を設置のうえ、鹿児島市公共交通不便地総合連携計画（以下、「連携計画」という。）を策定し、本市の公共交通不便地域の対策として取り組むコミュニティバス「あいばす」等の運行について定めている。

なお、平成27年度第1回の鹿児島市地域公共交通会議の決議において、連携計画の協議については本会議で引き継ぐこととされている。

2. 連携計画の概要

(1) 鹿児島市公共交通不便地総合連携計画の区域

地域	エリア
吉野地域	川上町・吉野町・下田町エリア及び吉野町エリア
谷山地域	下福元町北東エリア
喜入地域	喜入町エリア
伊敷東部地域	皆与志町・岡之原町エリア及び西伊敷5丁目エリア
伊敷西部地域	小山田町エリア及び犬迫町エリア
谷山北部地域	五ヶ別府町エリア及び中山町・上福元町エリア
谷山南部地域	下福元町南エリア及び下福元町錦江湾側エリア
吉田地域	吉田エリア
松元地域	松元エリア
郡山地域	郡山エリア
小原地域	小原町エリア
小野・伊敷地域	小野・伊敷エリア
吉野南部地域	吉野町南部エリア
谷山西部地域	下福元町北西エリア及び平川町北西エリア
常盤地域	常盤エリア

(2) 鹿児島市公共交通不便地総合連携計画に関する基本方針

- ・ 面積が一定規模以上のエリアに対してコミュニティバス等対応策を検討
- ・ 小規模エリアについては、既存バス路線網との共存の視点から、既存バス路線のルート変更、バス停設置等を運行主体に要請

(3) 鹿児島市公共交通不便地総合連携計画の目標

- ・ 本市の公共交通不便地において、買物・通院・通学・通勤など地域住民の日常生活における交通手段を確保する。
- ・ 公共交通不便地毎に、地理的特性や住民ニーズ等に配慮した交通手段の確保を目指す。

(4) 事業の概要及び事業の実施主体

事業の概要	事業の実施主体
コミュニティバスの新規運行	<ul style="list-style-type: none"> ・ 吉野地域 ・ 谷山地域 ・ 喜入地域 ・ 伊敷東部地域 ・ 伊敷西部地域 ・ 谷山北部地域 ・ 谷山南部地域 ・ 吉田地域 ・ 松元地域 ・ 郡山地域 ・ 小原地域 ・ 小野・伊敷地域 <ul style="list-style-type: none"> ・ 鹿児島市 ・ バス運行事業者（競争入札等により選定）
既存路線バスの活用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 吉野南部地域 <ul style="list-style-type: none"> ・ 鹿児島市 ・ 吉野循環バスを運行するバス事業者
乗合タクシーによるデマンド交通の新規運行	<ul style="list-style-type: none"> ・ 谷山西部地域 ・ 常盤地域 ・ 喜入瀬々串地域 ・ 松元平田地域 <ul style="list-style-type: none"> ・ 鹿児島市 ・ タクシー事業者
利用促進策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広報チラシ（運行ルート図、時刻表）の作成、配布 <ul style="list-style-type: none"> ・ 鹿児島市
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 既存の路線バスに導入されている非接触型共通ICカード乗車券システムの利用 <ul style="list-style-type: none"> ・ 鹿児島市 ・ バス運行事業者
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者等への運賃補助（敬老パス及び友愛パス制度の適用） <ul style="list-style-type: none"> ・ 鹿児島市

(5) 計画期間

平成20年10月～平成31年3月

3. 連携計画の変更の内容

常盤地域、喜入瀬々串地域、松元平田地域について、乗合タクシーの新規運行を開始するに当たり、連携計画の区域等に常盤地域を加えるとともに、事業の概要を改めるもの。